

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2011. 1.10発行〈通巻第408号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●本田技研に対して損害賠償の判決を勝ち取る！ 子会社元整備工の羽根英成さん	2
●雪の大地ケベックにて アジア連帯代表団によるアスベスト輸出反対キャンペーン	6
●権利がないがしろ！？ 公務災害補償制度の不可思議	9
●アスベスト報道ダイジェスト 2010年12月	13
●韓国からのニュース	14

本田技研に対して損害賠償の判決を勝ち取る！ 子会社元整備工の羽根英成さん

ホンダ子会社の自動車整備工場で働き、中皮腫を発症した羽根英成さんのホンダに対する損害賠償訴訟の判決が12月1日にあった。(提訴については本誌2009年9月号参照)結果は勝訴。以下に報告を掲載する。

圧倒的な勝利判決

「主文。1、被告は、原告に対し、5437万6315円及びこれに対する平成20年5月28日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。2、原告のその余の請求を棄却する。……」。裁判長が主文を淡々と読み上げて、扉の後に消えていく。「ヨシッ」「やった」という小さな声が続く。

裁判所という所はおおよそ非人間的な所だ。声を出せない、笑うと叱られる、野次なんてとんでもない。昔はメモも取れなかつた。

笑うなんてのは人間にだけ許された、最も人間的な感情表現なのに、それすら許されない。裁判官という人種は可笑しくても笑わないのか？

一体、裁判の権威をなんと考えているの

だろうか、こんな外形を規制しても裁判の権威は守れない。東京地裁に入る時の荷物検査にも頭に来る。主権者が国民であることを忘れた裁判所の権威主義だ。裁判の権威は裁判の内容で守れ！

今も本田を愛する労働者たち

この日も喜びを抑え気味に表わしながら、報告会場に向かう。

しばらく待つと43頁もの判決文が配られる。三木弁護士の友人の法律事務所がコピーを助けてくれたという報告があった。

早速、弁護士に解説が求められる。判決文を斜め読みしながら、解説を考えるのは結構大変な作業だ。解説が終わると直ぐに、羽根さんに感想を求める質問が記者からぶつけられる。いつもの段取りなら、弁護士の解説、判決内容についての質疑、弁護団からの感想、羽根さんの家族の感謝の言葉、支援したなかまからの感想や激励の言葉、最後に羽根さんのお礼の言葉、と続くのだが、ニュースをまとめなければならない記者からのイキナリの質問に、羽根さんが感謝の

言葉を最初にやってしまったため、羽根さんは感謝の言葉を2回も言う羽目になってしまったが、マアこんなお礼なら何回やつても気分は良いだろう。他人事ながら司会者の苦労が分かる。

飯田弁護士からこの判決を勝ち取るまでの苦労が話された。特に職場の同僚の協力はこの勝利に欠かせない要因だったという。羽根さんの人柄とこの裁判に賭けた執念が、同僚を動かしたのだと思う。問題になったホンダN360の現役の車まで見付けてきたというのだから、すごい話だ。この同僚たちは裁判でも証人として出廷して職場の状況について証言してくれた。

同僚たちがそこまでしたのは、実はホンダが好きだったからだと言うことだ。ホンダが犠牲になった労働者のこと少しでも気遣いするような、そんな良い会社になって欲しいという願いから、証人になったと言うのである。ホンダの創業者・本田宗一郎の「人間を大事にする企業」の理念は、会社からは一欠片もなくなつたが、労働者の中には未だに息づいているということであろうか。

労働者というものは本当に仕事が好きで、会社を愛してやまない、困った(?)存在である。経営者と労働者。どちらが本当に会社を愛しているのか?ここでも『資本はお金が大好き、労働者は仕事が大好き』の図式が見える。

ホンダが初めて出した4輪車ということで、ホンダはサービスとして1年経てば全車両を点検した。この点検サービスを担当したのが羽根さんたちであった。労働者が

ホンダの顧客サービスの犠牲になったということである。いわば彼らの犠牲の上に今のホンダがあるのだ。

いつの間にか利益最優先企業に成り果てたホンダは、この裁判でも見事に反労働者的な姿勢を見せた。途中で傍聴は一度しかしていないので良くは分からぬが、たつた一度の傍聴でもそれは感じ取れた。アスベストの勉強などはしたこともないような弁護士が、勝手な理屈をひねくっているという強い印象が残っている。いかにも金儲けが大好き、労働者は大嫌いといった感じの弁護士だった。確かに依頼者の利益を守るのが弁護士の仕事かも知れないが、最近は依頼者を差し置いて、自分の思想信条で労働者に敵対する弁護士が目について仕方ない。

自営業者の損害は?

判決の評価は他の誰かがしてくれると思うので控えるが、一つ気なっていたのが、基本的に自営業者であった羽根さんの損害を、裁判所がどの様に認定するかであった。

判決文によると「原告は悪性中皮腫罹患が判明する前は、個人事業主(飲食店、農業)として就労していた」が、平成22年にはいずれも廃業のやむなきに至った。「原告の飲食店、農業の各事業による申告所得額は、平成18年までの4年間の平均が31万9707円の赤字であったのに対し、2月に悪性中皮腫罹患が判明した平成19年から平成21年までの3年間の平均は375万6470円の赤字となっている」と認定し、「平成19年から平成21年

までについては、原告の悪性中皮腫罹患前の平均所得との差額合計 1031 万 0289 円が、悪性中皮腫罹患による現実の収入減であると認めるべきである」とした。すなわち、31 万 9707 円の赤字が 375 万 6470 円の赤字に増えたのであるから、その赤字が増えた分の 3 年分を現実の収入減であるとしたのである。

「原告は、一般的な節税の範囲内で年間 250 万円程度を経費計上しており、実所得額は上記金額より上記経費計上額分多かったと主張し、原告本人はその旨供述するが、その裏付けとなるべき事情を認めるに足りる証拠はない」として、原告のこの主張は認められなかつた。

「次に、平成 22 年以降については、原告が悪性中皮腫に罹患しなかつた場合に得られたであろう所得は明らかではないが」、「平成 22 年現在の原告の年齢である 61 才から 10 年間は就労可能であり、その間、家族の寄与もあったことを考慮して、少なくとも、賃金センサス平成 20 年第 1 卷第 1 表産業計・企業規模計高卒計 60 ~ 64 歳男性労働者平均年収 385 万 7900 円の 8 割に当たる 308 万 6320 円の基礎収入を得ることができたと認めるのが相当である」として、「10 年に対応するライプニツツ係数を用いて中間利息を控除」して、2383 万 1637 円とし、上記の 1031 万 0289 円と 2383 万 1637 円との合計 3414 万 1926 円を逸失利益と認定した。

慰謝料は 1990 万円。

労災保険から平成 22 年 9 月 22 日までの間に支給を受けた休業補償給付額 460 万 8912 円を相殺して、損害総額を 4943 万 3014 円とし

た。

これに弁護士費用を合わせたものが判決に示された額である。

羽根さんは本当なら 1 億円ほどは請求したかったが、1 億円請求するといかにも金のために裁判を起こしたように思われるから、9683 万 8588 円の請求をしたと聞いたことがあるので、結果は 25 分の 14 の獲得となつた。

本田技研、堂々の戦闘宣言

この判決を受けて青山にある本田技研工業の本社前で抗議行動を行つた。東京でマイクを持ったのは本当に何十年ぶりだろうか。本田技研工業の本社は本当に抗議行動をするには絶好の場所にある。

本田技研工業・広報の判決に対するコメントは、さすがに素晴らしいものであった。「判決文は読んでいませんが、控訴します」。堂々の闘争宣言である。普通は「判決文を読んでいませんので、コメントは差し控えさせていただきます」か、「判決文をよく検討して、今後の対応を決めます」だろうが！

席を譲らない弁護士

判決言い渡しの前に一寸した小競り合いがあった。最近は労働者に敵対する弁護士が目について仕方ないと書いたが、まさにその典型であった。

当日の傍聴席は 44 席。傍聴者は偶然とはいえ 44 人。全員座れるはずがなぜか 1 人立っている。よくよく見ると傍聴席に会社

側の代理人弁護士が座っている。もちろん被告代理人用の椅子は柵内にある。一人分だけ椅子が足りないが、会社側の代理人弁護士が本来座るべき被告代理人の席に移ってくれれば全員が座れる。

この先生に、一人分椅子が足りないので柵内の被告代理人の席に移ってくれるようにお願いしたところ、突然この先生が席を譲らないと頑張り始めた。説得の声が徐々に非難の声に代わり、段々声が大きくなる。書記官が来て揉めないように注意するが、この先生の頑張りに周囲も段々とエスカレートしてくる。そこそこから非難の声が集中し始める。この先生、こうなると逆に身動きできない。そのうち書記官が新しい補助椅子を一つ持ってきた。これで全員座れた。めでたし、めでたしである。しかしながらという先生だ。自分でその場その場の適切な行動の判断もできないようだ。

お陰で、退屈な待ち時間を楽しく過ごすことができた。しかし本当に法律の専門知識だけで、人間としての常識すら持ちあわせない弁護士が増えてきたのは困ったことだ。司法改革は法曹の人間教育から始めなければなるまい。

羽根さんおめでとう

ともあれ、第一ラウンドは勝利した。しかし、本田技研工業は早々と闘争宣言をしている。病気を持っているものには辛い日々が、これからも続くことになる。とにかく身体を大事にしながら、アスベストユニオン初めての判決による勝利。自動車会社を相手にした最初の勝利をゆっくり噛みしめて、次の闘いに心身共に備えていただきたい。支援のみなさん！共に頑張りましょう！

(事務局 中村猛)



編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円（送料別）

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
今井 明 写真・文
アスベスト公害と患者・家族の記録

雪の大地ケベックにて アジア連帯代表団による アスベスト輸出反対キャンペーン

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 吉崎 和美

「カナダに行きませんか」という話が持ち上がったのは11月初めのことだった。カナダと聞いて思い浮かんだのは、アスベスト鉱山があり未だアスベスト禁止を実施していない国だということのみで、それ以上の知識は何ひとつ持ち合わせていなかった。聞くところによると、ケベック州アスベストにあるジェフリー鉱山の地下鉱山開発計画が浮上し、ケベック州政府が5800万ドルの助成を検討しているという。この融資が実現されれば、今後何十年にわたってアスベストが生産されアジア諸国に輸出されることになるのである。由々しき事態だ。このことを背景に、急遽、アジアからケベックへ代表団が派遣されることになった。事前準備や現地での行動などについて夥しい数のメールがやりとりされる中、出發ぎりぎりまで必要と思われるメールに目を通し、慌ただしく準備をして12月6日に、“Asian Solidarity Delegation to Quebec”の一員としてケベックに向けて飛び立った。

12月6日 モントリオール到着

かなりの寒さと聞いていたが、想像以上の空気の冷たさと雪景色にとまどいと感嘆

を覚えながら雪の大地を踏みしめた。ホテル到着後、代表団が一堂に会しここで初めてアジア諸国からのメンバーと顔を合わせることになった。この問題に精力的に取り組んでいるキャスリーン・ラフ、日本から石綿対策全国連絡会議の古谷事務局長と私、韓国からチェ・エヨン(Banko 執行委員長)とリー・ジョンリム(中皮腫患者)の2名、インドからヌープ・スリバスター(BWI南アジア地域事務所)、オマーナ・ジョージ(香港AMRCインド人スタッフ)、インドネシアからモハメッド・ダリスマン(Ina-Ban)の8名が代表団の構成である。

DAY 1(モントリオール)

本格的な世界的キャンペーンが始まった。午前はコミュニティーセンターで記者会見、午後はモントリオール大学での集会で、アスベスト被害者という立場から「アスベストが生み出す利益が人の命に優先されることがあってはならない」という思いを語った。

「かつて日本でもアスベストの危険性を知らされず、今になってアスベスト疾患に苦しむ人が爆発的に増えている。同じこ

とをインドやインドネシアなどで繰り返さ
れることがあつてはならない。」

DAY 2(ケベック)

午前はCSD(Central of Democratic Trade Unions)の事務所を訪問、午後はケベック国会内でParti Quebecoisの議員に面会、夜はラバル大学での集会と、かなり過密なスケジュールになった。とりわけ印象に残ったことは、Dr. Jacques Dunniganがchrysotile(白石綿)とamphibole(角閃石系)とは区別する必要があり、中皮腫を引き起こすのはamphiboleだと何度も強調したことと、1970年代半ば以降は中皮腫患者の発生はないと言ったことだ。本当なのだろうか。そして韓国からの腹膜中皮腫患者の病歴が5年だと聞いて、5年も生存しているのは本当に中皮腫なのか疑わしいと本人を目の前にして言った彼の言葉にはわが耳を疑つた。

ラバル大学での集会にはアスベスト産業側からの参加者も多く、ジェフリー鉱山の技術者、クリソタイルで作られた白いベストを自慢げに着た人、鉱物と纖維について専門的なことを攻撃的にまくしたてクリソタイルは安全だと主張する地質学者がいたりして、かなり白熱した議論が繰り広げられた。

DAY 3(ケベック / オタワ)

この日は2つのグループに分かれての行動になった。私とインド人のオマーナ・ジョージは、首都オタワの国会議事堂で国會議員3人と一緒に記者会見に臨んだ。New Democratic PartyのPatrick Martin、Nathan

Cullen、Thomas Mulcairの3人である。Nathan Cullenからスピーチの順番と仕方の指示を事前に受けた。前のスピーカーが話し終えたら演台に一步進み出て、前にあるカメラを見て2、3分で簡潔に喋り、終われば後ろを振り向かずそのまま一步引き下がるようになると。このような場面に遭遇したことのない私の緊張感はかなりのもので、しかも進行役のNathan Cullenが予定とは違ったスピーチの順番で私の名前をコールしたので戸惑ってしまった。思い返してもとても満足のいくものではなかったが、前だけを向いて一生懸命話した。

「アスベストがどれほど恐ろしいものであるかを私は知っている。アスベスト纖維は私の父の肺に静かに忍び込み、何十年もとどまり、ある日突然暴れだした。アスベストは父からすべてを奪い取った。未来や夢や希望、そして安定した精神状態までも父から奪い取った。私は今も深い悲しみの中にいる。」

DAY 4(モントリオール)

最終日はキャンペーンの締めくくりにデモンストレーションを行った。支援者の人たちが父の顔写真付きのプラカードを用意してくれた。そこには、My dad died because of imported asbestos. Quebec, Stop exporting cancerous chrysotile!（私の父さんは輸入されたアスベストが原因で死んだ。ケベックはがん性クリソタイルの輸出をやめて！）と書かれてあった。輸入されてきたアスベスト袋を取り扱って中皮腫で亡くなった父の顔写真が、40年後の2010年に遠く離れた



抗議行動 中央が吉崎さん（写真：Marie-Josée Roy）

とってはそのような議論は問題ではない。父の命を奪ったアスベストはもう身近にあってはいけないし、排除しなければならない。頭で考えるのではなく、心がそう感じるのだと気づいた。世界的なアスベスト禁止は必ず実現されなければならぬと、カナダの寒空の下で改めて心で感じた5日間だった。

カナダの地で掲げられていることを見た時、今ここで世界的なキャンペーンが繰り広げられていることの意義深さを改めて理解した。

「この国から輸出されるアスベストは将来間違いなく多くの尊い命を奪ってしまう。同じ悲劇を繰り返すことは愚かなことである。」

父の死を思う時、私は単純にアスベストが憎いのである。クリソタイルは有害ではないとか、管理使用すれば大丈夫とか、私に

以下のHP (international Ban Asbestos Secretariat)で今回の国際行動の報告を読むことが出来る。ただし英文。

○ケベックへのアジア派遣団の行動概要
http://www.ibasecretariat.org/quebec_mission_2010_arch_events.php
 ○世界各地での連帯行動
http://www.ibasecretariat.org/quebec_mission_2010_arch_demos.php

アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与



中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
 発行 日本評論社
<http://www.nippyō.co.jp/book/5043.html>
 判型：A5判 ページ数：248ページ
 定価：税込み 2,520円（本体価格 2,400円）

権利がないがしろ!? 公務災害補償制度の不可思議

仕事でケガをして労災保険の給付を受けるときは、補償内容によって用紙や行き先は違うけれども特段複雑なことはない。事案の内容についていろいろな調査が必要なときは、その判断をする役所である処分庁、つまり所轄の労働基準監督署の担当職員が直接、必要な聴取などの調査を実施することになる。

これが地方公務員の公務災害となるとやや複雑だ（次頁図）。実際に災害が発生したときの手続を考えるとよく分かる。

認定請求窓口は所属長 窓口のミスは被災者の不利益に

まず、被災した職員が公務災害を認めて欲しいと認定を請求する先は、所属長である。労災保険の場合は、労働基準監督署長に労災だからと補償給付を支払うよう請求するのだが、公務災害の場合はまず公務災害だと認定を請求する。その請求先は、地方公務員災害補償基金の都道府県支部長（知事）、政令指定都市の場合は市支部長（市長）になるが、その事務部局に被災者が直接、認定請求書を持っていくことにはなっていない。必ず所属長を経由して、その後さらに任命権者→基金支部という手続を経る。

認定請求書の様式を見ても、「所属部局の

長の証明」、「任命権者の意見」という欄があり、経由するごとに署名と押印が必要となっている。

個人事業者などすべての事業場を対象とする労災保険とは違い、地方公共団体の補償制度なのだから組織の職務分掌は明確で、法律に基づいた流れで事務処理されるのだから納得のいくシステムのように思える。

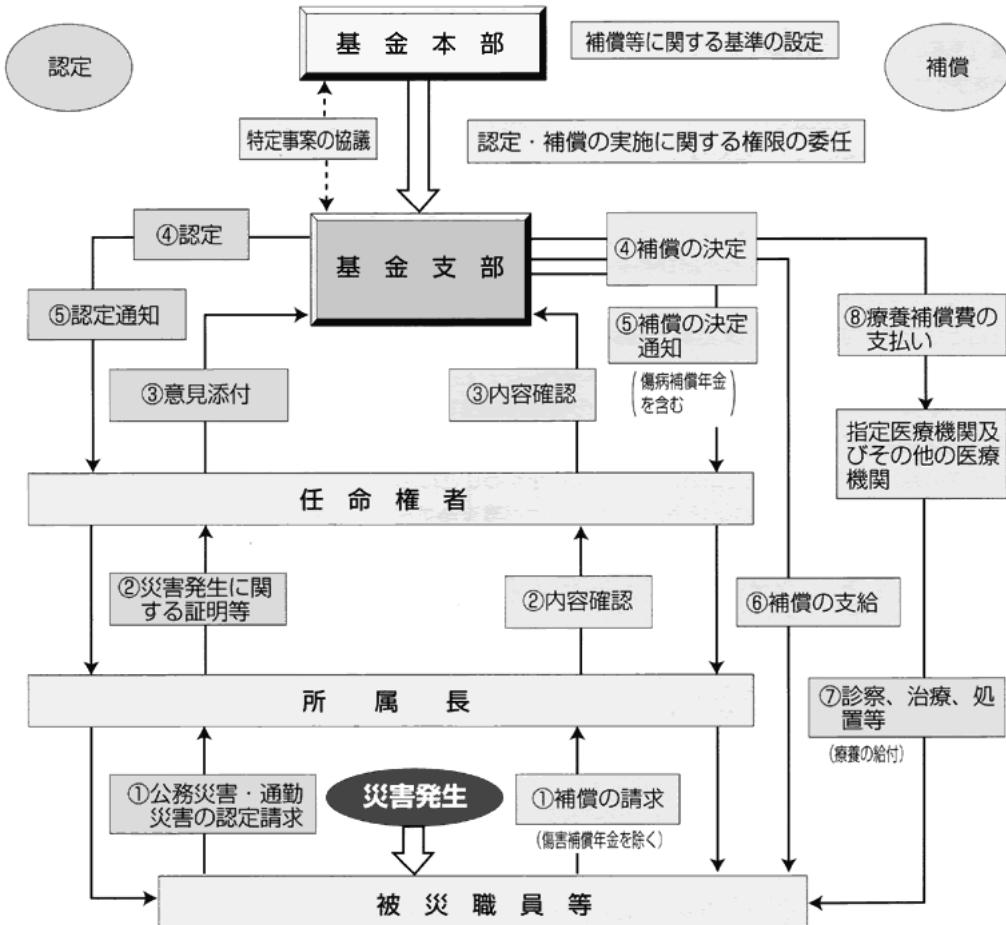
しかし、実際に公務災害補償についての事務取扱いの状況をみると、ときどき民間の場合には考えられないような不具合を来たす場合が見受けられる。たとえば、保育園に勤務する地方自治体の職員が、公務中に負傷して園長に相談、公務災害認定請求をすることにし、園長が書類を作成、本人と所属長が署名、押印して自治体の担当部局、つまり任命権者のところに届けた。しかしあ数ヶ月たっても音沙汰がないので、園長に聞いてもらったところ、自治体の受け取った職員が、忘れていてそのまま書類は引き出しおの中だったという笑えない話もある。

数ヶ月の話ならまだ救いはあると考えることができるが、時効が問題となるほどの期間だったらどうだろうか。

障害補償とまとめて請求 時效になってしまった療養補償

■認定・補償の流れ

(地方公務員災害補償基金HPより)



中学校教諭のAさんは、教室へ入ろうとしたときに走ってきた生徒が後から激突して転倒、頭部を打ち負傷した。頸部捻挫の症状はなかなか良くならず、以降、症状固定と判断されるまで2年間にわたっての長期療養となつた。

もちろん公務災害の認定請求は、所属長を通して行なうこととなるが、書類作成などの実務は、教頭が市教育委員会事務局と調整しながら行なうこととなつた。無事、公務災害と認定され、医療機関で受ける治療

は療養の給付として補償を受けることとなる。

公務災害のしおりを受け取ったAさんは、補償制度の内容について、あらためて読んでみると、通院にかかる交通費が療養補償として支給されるということに気付く。長期間にわたる通院となると、通院費も結構な額になり給付を受けようと教頭に訊ねてみた。

教頭は市教委に問い合わせをしたところ、市教委は都道府県教委に連絡、所定の用紙

で療養補償給付の請求書を作成し、請求すればよいことが分かった。しかし、市教委と教頭の話で、いずれ症状固定の時期がくることが予想されるケガなので、そのときに請求することになる障害補償の請求をするときに、まとめて一緒にしてはどうかということになったという。

A教諭は、ただでさえ忙しい教頭先生の手を煩わせているということもあるし、まとめて請求ということで了解した。

その後、時間が経過し、ちょうど2年後に基金支部から症状固定との認定がなされることになった。障害一時金請求の手続きをすることになり、所定の用紙に主治医から診断を記入してもらい、添付書類も揃えて市教委に提出する。その際に、まとめてということであった通院交通費についても療養補償請求書として書類を作成、一緒に市教委のもとに提出されたのが、2年と1か月を数える日だったという。

しばらくたって市教委の担当者から学校を通じて連絡があった。通院交通費については、請求の日から2年以上遡ることになる1か月分については、すでに時効となっているので支給されないという。経過からみてまったく納得できないので、その旨伝えると、申し訳ありませんという返事があるだけだった。1か月分だから額にするとそう大きなものではないけれど、自分が請求の権利を放棄したわけでもなく、制度の運用に責任を持つ立場の人たちの指示に従っただけ、何とも納得しがたい応答となつた。

所属部局担当者の実務 無理もない取り扱いミス

公務災害のシステムは、組織内の経路を通して実務が進められることになるが、その実務を担当する所属部局や任命権者の部局の担当者は、公務災害補償問題を専門に取り扱っている職員ではない。Aさんが自分のことで煩わせてしまってと遠慮がちになるほど、日常の職務に忙殺されている教頭は、めったに経験しない公務災害補償の実務について、市教委事務局と調整しながら進めている。市教委事務局にしても、そうたびたび経験しない公務災害関係書類を、上級庁の指示に従ってこなしているわけである。

時効という決定的な問題をよく考えず、安易にまとめて請求という判断をした市教委担当者のミスは明らかだが、現行のシステムから考えると、いかにもありそうなことだ。Aさんの時効となった通院交通費については、あらためて請求行為を行なって、教頭に請求意思があることを伝えた時期を消滅時効起算点とするよう主張すべきであるだろう。

不可解な「治癒」後の扱い 機能していないアフターケア

またAさんは、症状固定で障害等級の認定を受けたとはいえ、今も神経症状が続き通院せざるを得ない毎日だ。症状固定前もその後も受ける診察、検査、薬は変わらない。しかし医療費については、症状固定なの

だから私病と同じ共済組合の給付になっている。当然、自己負担分は支払わなければならない。

もともと公務災害の治療を続けていて、症状固定となった日の翌日から同じ治療を共済組合の給付で行なうのもおかしな話だが、公務災害補償の運用について出された行政文書に次のような事務連絡がある。

* * * * *

○公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ認定後の症状に対する地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について（昭和54年12月10日地基企第51号各支部事務長あて 事務局長）

標記について、別紙1のとおり自治省行政局公務員部福利課長に照会したところ、別紙2のとおり回答を受けたので通知します。

なお、本件については、自治省行政局福利課長から別紙3のとおり地方公務員共済組合理事長等関係機関に対し通知済みであるので念のため申し添えます。

別紙1 地基企第45号昭和54年10月13日

自治省行政局公務員部

福利課長 望月美之 殿

地方公務員災害補償基金

事務局長 町田千秋

公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ認定後の症状に対する地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について
(照会)

標記について、下記の疑義が生じましたので御回答をお願いします。

記

公務災害又は通勤災害を受けた者に対する地方公務員災害補償法第26条の規定による療養補償は、症状が固定しもはや医療効果が期待できなくなつたときに治ゆしたものとして打ち切られ、その後の疼痛等の症状が残つても再発したと認められる場合のほかは療養補償を行わないが、このような症状等のいわゆる対症療法が行われる場合には、当該症状が公務による傷病又は通勤による傷病と認められない限り、地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付の対象となるものと解してよいか。

別紙2 自治福第304号昭和54年11月30日
地方公務員災害補償基金事務局長殿
自治省行政局公務員部福利課長

公務災害又は通勤災害を受けた者の治ゆ認定後の症状に対する地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付について
(回答)

昭和54年10月13日づけ地基企第45号をもつて照会のあつた標記のことについて、下記のとおり回答する。

記

お見込みのとおり。

別紙3 <省略>

* * * * *

この文書は微妙な言い回しで分かりにくいが、Aさんのように症状があまり改善せず、痛みに対する治療が続くような場合には、症状固定後の治療費は共済の方で出すようにということである。要するに少々療養が必要であっても症状固定とするための

行政解釈だということだろう。

で、労災保険の場合だったらこの症状固定を認めるとしてどういう手続きをするだろう。まずは、その後も必要であろう診察、検査、投薬のために労働福祉事業のアフターケアは欠かせない。回数や期間の制限はあるものの、通常必要な医療的な対処はこの枠の中に入るので、神経症状が残存するときなどは申請にもとづき手帳が交付されることになる。

当然、公務災害の場合も福祉事業が設定されていて、アフターケアも用意されている。Aさんの場合は典型例のように見えた。

ところがこのアフターケア制度、Aさん

自身、自分が該当しそうなことさえ知ることさえできなかった。その後、任命権者部局に問い合わせても、担当者がこれまでアフターケアの請求手続きなど経験がほとんどないという。これではほとんど何のための福祉事業なのかということになってくるのである。

どうも公務災害補償制度は、行政庁内部の補償制度として運用されていることにより、被災者にとっての権利としての補償という観点からの点検機会が少ないといえるのではないだろうか。

アスベスト報道ダイジェスト 2010年12月

12/1 ホンダ子会社の整備工場で働いていた男性が、中皮腫を発症したのは工場でアスベストを吸つたのが原因だとして、ホンダに約9600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。裁判長は「ホンダは石綿を含む粉じんの発生を抑え、被害を防ぐ適切な措置をとらなかつた」として、慰謝料など約5400万円の支払いを命じた。ホンダは控訴した。原告は、元整備工の羽根英成さん（61）。羽根さんは1968年にホンダの子会社に入社、名古屋市内の整備工場で約1年7か月間、石綿を含むマフラー部品の取り外し作業などを担当。07年に悪性中皮腫と診断された。

12/3 倉敷市教委は市立郷内中学校体育館にアスベストを含む吹き付けがあつたと発表した。市教委は、関係施設のアスベスト調査で「見落としがあつた」と説明している。体育館玄関の天井と、館内の壁沿いに設置された高さ3Mの通路の裏側で見つかった。館は74年建築。調査機関の調べでクリソタイト使用が判明し、2日夜から体育館を閉鎖した。

12/4 アスベストによる健康被害の発生メカニズムから救済制度までを総合的に研究するアジアの研究者のネットワーク作りを、立命館大が中心となって進めている。4、5日には京都市でその一環として、アジアの研究者が一堂に集まる「アジア・アスベスト問題国際学術会議」を国立京都国際会館で開く。公害研究の第一人者の宮本憲一大阪市立大名誉教授をはじめ、立命大や韓国・釜山

大、中国の政府系機関の研究者が医学、社会科学の両面で議論する。

12/9 岩手県一関市は、一関文化センター競技場（体育館）の天井などにアスベストが使われていたと発表した。市は大気中の飛散量測定検査で安全性が確認されるまで、同日から競技場の使用を中止することを決めた。競技場は解体が予定されており、それに伴う内装資材のアスベスト含有調査で判明した。2階観覧席の天井で国の基準0.1%を超える16%のアスベストが含まれていた。

12/10 大阪・泉州地域のアスベスト被害をめぐる国家賠償訴訟で、新たに元従業員18人が国に総額約2億5700万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。昨年9月以来に提起された第2陣訴訟の第4次追加分で、原告数は計45人となつた。

12/14 教材販売会社「ナリカ」が理科教材として学校に販売した「セラミック付き金網」にアスベストが含まれていることが分かり、文部科学省は都道府県教育委員会に製品の回収協力を求める通知を出した。06年9月以来、全国の小中高校に計3万8000個販売されており、厚生労働省の協力を受け成分分析を進める。

12/16 環境省は、アスベストを吸って重症の石綿肺になった患者1人を、石綿健康被害救済法の救済対象にすると発表した。環境省の医学判定で、石綿肺患者が救済対象と認められたのは初めて。

韓国からのニュース

■ 「生きていくことがストレスです」 三星が捨てたもう一つの家族1 —イ・ヒジン物語

イ・ヒジン氏に会いに釜山に行った。ヒジン氏は今年7月、三星電子を相手に労災申請を行った。彼女は色白で、目がきれいな人だった。27才だと言った。見た目には病人のようではなかった。

しかし病を得て5年目だ。ヒジン氏の右目は殆ど見えない。右手と足は、少し無理をしただけでも痺れて麻痺症状を示す。彼女の病いは中枢神経系疾患の『多発性硬化症』だ。聞き慣れない病名だ。症状も人によって違い、発病原因も正確には分からぬ珍しい病気だ。彼女も自分の病気が分かるまでに2年もかかった。

症状は右手が痺れることから始まった。手に麻痺がきて、足にも異常がきた。4年間のヒジン氏のカルテを見た。症状が出た2006年から多発性硬化症の判定を受ける2008年6月まで、37回も病院に通った。その時から今まで1ヶ月に1~2回は病院を訪ねる。多くの病院訪問記録を見て、並大抵ではない彼女の日常を推測してみる。

彼女の日常はいつも不安だ。気を付けなければならないことが多い。疲れが溜まつてはならず、ストレスを受けてもならない。再発する危険があるからだ。歩行、感覚、視力などに障害が出る多発性硬化症は、いつでも再発する病気だ。再発が繰り返されるほど治療の可能性は少なくなる。身体の一部に、一生障害を持って生きていかなければならぬのだ。

ヒジン氏が右目の視力を失ったのも、最初の再発のせいだ。三星を退社して新しい職場で働き始めて1ヶ月目に再発した。ス

トレスのためだった。「世の中で、ストレスを受けないことがありますか」。ヒジン氏はため息をつく。風邪や疲れのようなありふれた病気にも気を揉まなければならない。病気で免疫力が弱くなった彼女の身体は、軽い病気にもしばしば苦しめられる。疲れれば再発する危険は大きくなる。「仕事をすると身体に良くないといって、働くわけにはいかないので。ショッピング休むこともできないでしょう」疲労とストレスに身体が耐えられないから、職場生活をすることができない。病気が再発した以後、ヒジン氏はなんの稼ぎもない。それでも就職の準備するといって彼女はコンピュータを学び、求人広告を調べる。働き盛りの年齢のヒジン氏の心は、あせるばかりだ。

麻痺した手で千ヶ余りのLCDパネルを

ヒジン氏は高校3年の時に三星電子に入社した。彼女はLCDパネルの色とパターンを検査する業務についた。検査のために一日に何百枚ものパネルを直接動かさなければならなかつた。入社4年目、右手に麻痺がきた。

「それで辞めましたか?」「いいえ。辞めたのはその翌年です。もう少し我慢して働くと思ったのです。」

彼女は手首を後ろに反らして、腕でパネルを運ぶ格好をする。このようなことを続けていたということだ。そうしながら「その時に病気が出なかつたのが、一番悔やまれます」と言う。

病気休暇を申請できない理由はハッキリしている。仕事はいつも多かつた。12時間交代勤務、こんな生活を1年6ヶ月もした。こういう状況で自分が席を空ければ、被害

を受けるのはなかまだった。嫌われているようだった。

また、成果給と昇進を決める人事考課も気にかかった。三星の人事考課は相対評価で行われた。必ず決まった人数にマイナスの点数を付けなければならなかった。だから病気休暇を使ったり退社を前にした人に、マイナス点を付けるのは一般的な慣例であった。ヒジン氏は病気休暇を使えなかつた。身体の状態はさらに悪くなり、足にも無理がきた。

パネルを運ぶのは本来機械の作業だったと言った。入社初期にはコンベヤーでパネルを移動させた設備が、人が直接パネルを持って動かす構造に変った。「たくさん、早く(量を)こなそうと変わったのでしょう」。コンベヤーでLCDパネルを動かせば、前のラインで問題が起きれば後の工程にパネルが来ず、作業ができなかつた。しかし人間が直接パネルを動かせば、問題のある製品だけ除いて動かし、作業ができるので時間が節約された。

職員たちも初めは変わった設備を喜んだ。生産量が増えれば成果給も増えるからだ。しかし15から19インチの大きさのLCD画面を、一日に多ければ1000枚も動かさなければならなかつた。手首や首、肩の痛みを訴える人が増えた。

早く、多く、正確に

検査業務自体も簡単ではなかつた。LCDパネル一枚につき20余りの色がキチンと出るのかを確認する仕事だった。検査は一枚当たり20秒以内に終えなければならなかつた。一時間に80枚、一日に千枚に近いパネルを検査した。これらの検査はすべて肉眼で行われた。「画面はある程度離れて見ました」。「この程度です」。ヒジン氏が目から30センチほどに手の平を立てる。

「そんなに近くですか？一日中そのように

して画面を見たのですか？」

小さい塵も、微妙な色差も見過ごせないので、LCD画面に顔を最大限近付けて作業をしなければならなかつた。それでも人がすることだから、不良を見過ごす失敗をすることもあった。

もし、一枚でも出荷できない不良があれば、その日は仕事が終わった後に残って、再検査をしなければならなかつた。再検査だけでも時間がかかった。失敗は人事考課に反映され、理由書も提出しなければならなかつた。だから『早く』、『多く』、『正確に』検査するために、いつも緊張していなければならなかつた。

多発性硬化症は免疫疾患の一つとされている。ストレスと過労は免疫機能を低下させる代表的な原因だ。それだけではない。LCDパネルを電気を入れたまま検査したので、電磁波に一日中曝露した。また、鉛のような有害物質の使用が疑われる高温テストの作業工程が、彼女の作業場と同じ空間にあった。彼女の病気はこれらすべてを疑わせる。

最小限の補償

病勢が悪化したヒジン氏は、2007年2月に三星電子を退社する。私は尋ねた。

「それでも三星にいた時は、三星が良かったでしょう？」

三星は多くの若者たちが羨望する職場だ。急にヒジン氏は真顔になった。

「仕事も多くて、辛くて……」。

しかし三星に対する反感は、彼女とパノリム(半導体労働者の健康と人権を守る)が出会う契機になつた。

釜山の市内を歩いている時、ヒジン氏は道の片方で三星に対する署名運動をしているのを見た。三星不買運動だと思って、自分も署名をしようと近付いた。それは三星半導体の白血病問題を知らせるパノリムの宣

伝戦だった。こうしてパノリムと会うことになり、2010年7月、ヒジン氏は労災申請をする。

「医師がストレスを受けるなと言うから努力しますが、それでも受けないわけにはいきません。生きているのがストレスです」。

ヒジン氏の言葉はまるでため息のようだ。症状を抑えるために二日に一度ずつ打つ注射も、27才で小遣を貰う境遇も、テレビに出てくる三星の広告も、ストレスだ。

事情を知らない友人が『まだ働かないのか』と尋ねる時が、一番気に障るという彼女だ。19才で初めての職場に入社した彼女が夢見た8年後は、今の姿ではない。先に労災申請をした13人の被害者に三星と勤労福祉公団がそうしてきたように、イ・ヒジン氏に労災不承認の判定を出して、ストレスを与えることがないように望む。労災認定は27才の彼女に与えられる最小限の補償であろう。**2010年11月4日 民衆の声 ヒジョンルボ作家**

■ GS建設のヨイド国際金融センター、『死の現場』になった／合図マン不在で5回目の死亡事故

ソウルのヨイド国際金融センター(IFC)工事現場で、また死亡事故が発生した。昨年の4月から今月までに、同じ工事現場で5人が命を失った。国際金融センターはGS建設が工事を統括し、GS建設と大林建設・ポスコ建設・現代産業開発が企業体を構成し、施工者として参加している。

7日、建設労組とヨイド地区(対)などによると、6日午後4時頃、同現場の大林建設の担当工区で、火薬工のペク・某(51)氏が、地下から土を掘ってダンプに載せる建設機械のクラムシェルに敷かれた。事故後、ペク氏は病院に後送される中に死亡した。

多くの現場関係者と労組は、作業中に合

図を送る合図マンがいないために事故が起きたと主張した。これらは「クラムシェルで地下を掘る作業をする時は、地上と地下に合図マン2人がいなければ危険だ」。「地下で岩盤を火薬で破碎させたペク氏が、合図マンがいない状態で5トンものバケットが降りてくるのに気が付かず、敷かれた」と話した。

ソウル地方雇用労働厅・南部支厅の関係者も「事故現場は立入りが禁止された場所で、案内する合図マンがいなければならぬが、事故が発生した場所には合図マンがいなかった」と話した。この関係者は「事故原因については、立入禁止の場所に労働者がなぜ入ったのか、立入禁止の措置などが的確に取られていたのかについて、さらに調査をして見なければ分からぬ」と付け加えた。

雇用労働部の形式的な安全監督も俎上に上がっている。ソウル地方雇用労働厅は、昨年9月にヨイドの現場に対して特別安全監督を実施した。ソウル地方雇用労働厅南部支厅とソウル南部地方検察庁も、今年6月に合同で労災予防実態を点検した。それなのに1ヶ月にもならない7月に、4回目の死亡事故が発生した。パク・ジョングク建設労組・労働安全保健局長は「工事を中断してGS建設の事業主を処罰するなど、責任を問わなければならない」と話した。

これに対して南部支厅関係者は「4回目の死亡事故発生後に7日間作業を中止し、専門機関に依頼して安全診断を実施した」とし、「今回の事件に関しては、作業中止を検討するなど必要な措置を議論する」と話した。**2010年12月8日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者**

■長時間労働、災害発生の危険増加・ストレス増大など確認／韓国労総、『長時間と労働

者の健康保護』専門家討論会を開催

韓国労総は、長時間労働が災害発生と職務ストレス、不眠症、憂鬱感など、労働者の健康に悪影響を及ぼすことが確認されたと明らかにした。

韓国労総安全保健研究所は14日、韓国労総会議室で『長時間労働者の健康保護対策作りの専門家討論会』を開催した。

韓国労総は、企画財政部が発表した『2010年国家競争力報告書』を引用して、我が国の労働者は年間平均2255時間働き、OECD会員国平均の1766時間より31.7%も長いと明らかにした。

安全保健研究所と共同で作業した漢陽大学校のキム・イン教授は、提案発表文で「2006年産業安全保健動向調査資料と労働部の勤労環境調査資料を分析した結果、長時間労働が災害発生と、仕事・家庭の両立、ストレス、不眠症、憂鬱感などに悪影響を及ぼしていることが明らかになった」と発表した。

また、労働部傘下の公共機関労働者を対象に実施した『長時間労働が健康に及ぼす影響に関するアンケート調査』の結果、労働時間が週当たり平均47.8時間であり、48時間以上働く回答者も54.3%に達したと明らかにした。

長時間労働、職務ストレスを高め労災や疾病を呼ぶ

カトリック大学校保健大学院のチョン・ヘソン教授も同じく提案発表文で「勤務時間が長ければ、職務ストレスが高く現われる」として「長時間労働をしたり超過労働をすれば、高まった職務ストレスによって労災や疾病が発生する危険が生じる」と指摘した。

続いて「長時間労働による精神の健康問題を解決するために、長時間労働者の労働時間に対する適切な編成と、交代勤務方式に関する検討が必要で、長時間労働者の職

務ストレス管理プログラムを作ることが必要だ」と提言した。

主題提案に続いて韓国労総のチョ・キホン局長、労働部産業保健課のキム・ジョンヨン事務官、韓国労総のイム・ウテク・チーム長、労働部関連機関労働組合のコン・ギルスク政策室長、カチョン医科大学産業医学課のイ・サンユン教授、ヨンセ大社会発展研究所のチョ・ミヨンウ博士、メディカル法律事務所のパク・ヨンマン弁護士、韓国産業安全保健公団のパク・ジョンソン室長などが、長時間労働者の健康保護対策を討論した。

この日の討論会は、韓国労総が2010年に実施した実態調査結果に基づいて、長時間労働者の健康保護の制度改善策を模索する場として用意された。

韓国労総は4月から11月まで、長時間労働が産業災害に及ぼす影響についての分析と、公共機関の労働者の長時間労働の実態と健康に及ぼす影響について実態調査を行ったと明らかにした。

韓国労総は「今後、討論会の結果に基づいて長時間労働者の健康保護対策を作る政策と、制度改善対策を作っていく」と話した。2010年12月14日 民衆の声 コ・ヒチョル記者

■「社長から暴行されれば業務上災害」／福祉公団、社長に文具用のナイフで脅された非正規職の労災承認

社長が暴力を振るって職員が負傷すれば、これは業務上災害か、そうではないか。

労働界によれば勤労福祉公団鉱山支社は20日、金属労組・錦湖タイヤ非正規職支会所属の組合員パク・某(48)氏が提起した労災療養申請について、承認する決定を行った。錦湖タイヤの構内下請け業者で清掃業務を

担当している朴氏は、先月6日の午前、業者代表のパク・某(65)社長から暴行を受けた。パク社長は清掃をキチンとやっていないとパク氏に暴行を加え、パク氏が激しく抗議すると文具用のナイフを取り出して威嚇した。

パク社長の暴行によってパク氏は指を骨折し、顔と目の周囲に全治5週間の傷害を受けた。パク社長は「若造が生意気だ。勉強もしていない無知な奴だから、こうしてやる」などと人格を冒涜する発言もした。特に暴力を振ったパク社長が、パク・サムグ錦湖タイヤ会長の6親等の弟という事実が分かり、暴行事件は当時メディアの集中砲火を浴びた。

負傷したパク氏は19日に公団に労災療養申請をし、公団は社長からの暴行は業務と関連性があると認めた。ムン・キルジュ金属労組・労働安全保健局長は「社長の暴行が労災と認定されたことは、労働者に対する最小限の保護の枠組みが作られたという意味」で、「直接的な暴力の他に、尾行や性暴行などに対する対策と、事業主に対する処罰強化といった法的補完策が必要だ」と指摘した。

一方、暴力を振ったパク社長は、元請け会社の錦湖タイヤから請負契約を解約され、該当業者の労働者は他の下請け業者に雇用が継承される予定だ。2010年12月22日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■「2014年までに労働損失日数・死亡者・負傷者を30%減らす」／労働部、労災予防5ヶ年計画補強…小規模・下請け業者対策も発表

政府が産業災害関連政策の目標を、災害率減少では労働損失日数・死亡者・負傷者の減少などに多様化した。50人未満の小規模事業場と下請け業者の安全管理の具体的な

計画も推進する。

雇用労働部は27日こういう内容の『第3次労災予防5ヶ年計画プラス』を発表した。0.7%台で停滞している災害率を0.5%台にするために、3月に発表した『第3次労災予防5ヶ年計画』を補強したもの。労働部は労働損失日数と事故死者数・事故災害率の減少を5ヶ年計画に追加した。

労働部はこれに伴い、平均休業日数基準として2005～2009年に325万日だった労働損失日数を、2014年までに30%減少した228万日に減らす計画だ。事故死者数もやはり同じ期間1392人だったものを、30%減少した974人にまで減らす方針だ。

事故災害(千人)率は同じ期間4.45から30%減った3.12に下げる事が目標だ。また、既存の5ヶ年計画の通りに現在9万人台の被災者数を6万人台に、0.7%台の災害率を0.5%に減らす計画だ。労働部関係者は「既存の災害率減少目標に災害の具体的な程度が反映されていないため、災害減少目標値を多様化した」と説明した。

50人未満の小規模事業場や下請け業者の災害を減らすための対策も追加された。労働部は事業場の職・班長などを安全保健班長に指定し、2014年までに100万人を育成するとした。大企業が協力会社と共同で安全施設の設置など『元・下請け業者共生協力プログラム』を実施する場合、各種指導点検を免除し、政府褒賞時に優遇する計画だ。労働部は「造船・製鉄・化学などの基幹産業と、建設業・製造業・サービス業などの特性に合った災害予防対策を樹立して推進する」と明らかにした。2010年12月28日 每日労働ニュース キム・ハクテ記者

(翻訳：中村 猛)

12月の新聞記事から

- 12/8 自治労（約83万人）が組合員ら約10万人を対象にしたパワーハラスメントに関する調査で、3人に1人が上司などからパワハラを受けた経験があると回答した。複数回答で、パワハラで「心療内科や精神科に通院した」が7.5%、「休みがちになった」も5.3%に上った。
- 12/9 滋賀県内の事業所の3分の2に心の健康問題を抱える労働者がいることが、滋賀労働局のメンタルヘルスの実態調査結果で分かった。心の健康問題を理由に欠勤や休職した労働者が過去1年以内にいた事業所は59.0%、メンタルヘルスケアが必要な労働者が現在いる事業所は56.1%で、あわせて66.5%に達した。30代、40代がそれぞれ30%前後をしめる。原因是、多い順に職場の人間関係、仕事への適性、仕事の質や量などだった。企業が実施済みの対策は、相談体制の整備（80.5%）や医師による面接指導（66.9%）、教育研修（64.8%）など。厚生労働省の指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定は27.1%にとどまった。
- 12/11 外国人技能実習生を雇う岐阜県内の事業所のうち89事業所を県内7労働基準監督署が09年度に監督したところ、71.9%にあたる64事業所で残業代の不払いなどの法律違反があつたことが岐阜労働局のまとめで分かった。実習生127人への不払い賃金の総額は4547万円。割り増し賃金の不払いが最も多く、全事業所の52.8%の47件。次いで、最低賃金以下の給料が22件。労働時間についての違反も12件あり、中には1ヶ月の残業が100時間を超えた悪質なケースもあった。こうした法律違反以外にも、事業所が実習生のパスポートや通帳などを取り上げたケースが4件。
- 12/14 石油プラント建設メンテナンス会社「新興プランテック」の千葉事業所で現場監督に従事して男性（24）が08年11月、著しい長時間労働で自殺し、10年9月に労災認定を受けていた。同社は時間外勤務について「月200時間まで延長できる」とする労使協定届を千葉労働基準監督署に提出し受理されていた。男性は07年入社。08年7月の残業時間は218時間超に上り、翌8月末に精神科を受診、強迫性障害との診断を受けた。一時に仕事の少ない部署に異動したが、再び多忙な部署への異動が決まつた直後に自殺した。
- 気象情報会社「ウェザーニュース」の男性気象予報士（25）が自殺したのは過労が原因だとして、京都市在住の遺族が約1億円の損害賠償を求めていた訴訟が京都地裁で和解した。同社が責任を認めて謝罪し、和解金を支払う。男性は08年4月に入社し、テレビ局に配信する天気予報の原稿作成を担当。5～9月の時間外労働は月134～232時間に上り、10月に自殺した。
- 12/15 土木作業員だった夫の自殺は労災事故によるけがと精神的苦痛が原因として福井県の女性が、大野労基署が出した遺族補償などの不支給を分割取り消しを求める訴訟を福井地裁に起こした。夫は07年9月、立木を取り除く作業中に斜面が崩れて右足や肋骨骨折の重傷を負い、同僚が岩石に埋められ死亡した。夫は退院後の08年11月に自殺した。女性は同僚が生き埋めになったショックと、けがによる長期にわたる精神的苦痛で夫が抑うつ状態となり自殺したと主張している。
- 12/17 静岡県立病院機構は7月に自殺した県立ごろの医療センターの女性看護師に人格否定や退

職強要といったパワーハラスメントを行ったとして、同病院の前看護部長の女性を停職3カ月の懲戒処分にした。

秋田県の第三セクター県総合公社の准社員で秋田市の県立総合プールで働いていた男性が、公社に慰謝料など550万円を求める訴訟を秋田地裁に起こした。うつ病を発症し秋田労働基準監督署に労災認定された男性は「いずれ正社員にするからと休日出勤や長時間労働を強いられた」などと主張。秋田国体前年の06年5月ごろから選手の練習のため勤務時間が長くなり、秋田労基署の調査で推定時間外労働が月80時間から100時間前後に達した。公社側は調停段階の答弁書で長時間労働の強要などを全面的に否定している。

12/21 亀の井バス（別府市）の元バスガイドの女性が「パワハラを受け退職を強要された」などとして、同社と幹部ら、親会社の西日本鉄道に、休業損害や慰謝料など計約700万円の賠償を求める訴訟を大分地裁に起こした。女性は平成11年5月～21年9月、「非正規ガイド」として勤務。約4カ月間、女性上司から担当するバスを割り当てられない差別を受けたほか、一方的に日当を下げられるなど、不当な扱いをされ、また、女性上司から告知なしに期限付き雇用契約を結ばされ、60歳で退職せざるを得なかつたという。

12/22 機械部品メーカーで勤務中、重い物を持って腰を痛めた男性が、会社を吸収合併した三井造船に約2千万円の損害賠償を求めた裁判で、岡山地裁は約1300万円の支払いを命じた。男性は平成18年8月、重さ約16キロの器具を取り付ける作業などをして腰を痛めた。クレーンの使用を申し出たが、「効率が悪い」と退けられた。

12/24 航空機事故を想定した緊急脱出訓練の際に腰を負傷した日本航空の副操縦士が、労災の補償給付を約1カ月分しか認められなかつたのは不适当として、国に処分取り消しを求める訴訟の判決で東京地裁は請求を認めた。裁判官は、訓練から1カ月を経過した後の症状についても、腰や下半身のしびれを訴え、MR.I検査を受けていたとして「訓練との因果関係が認められる部分がある」と判断した。

12/26 職場でのいじめ、嫌がらせの相談に無料で応じる「いじめメンタルヘルス労働者支援センター」が、東京都新宿区に開設される。来年2月の発足前に既に相談を受け付けている。「全国労働安全衛生センター連絡会議」が中心となり開設。個人や労組からの相談に対応するほか、▽学習会の開催▽訴訟事例などの情報収集▽国への政策提案などにも取り組む。

12/27 陸上自衛隊松本駐屯地の1等陸曹が死亡したのは訓練が原因だったとして、遺族が求めた公務災害認定について、防衛相は陸自東部方面総監の決定を覆し公務上の災害と認定した。判定書は22日付。陸曹は2005年10月26日から、陸自板妻駐屯地で昇級に伴う教育訓練に参加。同11月10日に約5キロを走った後に倒れ、3日後に心室細動で死亡した。判定書は死亡前2カ月間の平均時間外勤務を約80時間と認めた上で「生活環境の変化などで疲労が蓄積し、日常と比較して特に過重な業務に従事したため致死的な不整脈を誘発した」として、公務と死亡との因果関係を認定した。